第2期鈴鹿市地域福祉計画

- 一人ひとりが "元気なまち" をみんなでつくる 一人ひとりの "しあわせな暮らし" をみんなで支える
 - 計画後半期(2020~2023年度)の進め方 ~ 地域共生社会の実現をめざして ~

令和2年3月 鈴 鹿 市

目 次

1	言	一画後半期	月(2(2 0	0~	2 (2 (3	年	度))	の.	見ī	直	し	1=	あ	<i>t</i> =	つ .	T	•	•	•	•	•	•	•	1
2	<u>=</u> -	一画前半期	別におり	ナる	経過	と言	果題	į •																				2
	(1)	国·県 <i>0</i>)動向																									2
	(2)	これまで	での本で	市の:	取組	状》	兄と	課	題	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
3	計	├画後半其	月(2(0 2	0~	2 (2 2	3	年	度))	<i>ත</i> :	進	か:	方I	に・	つ	۲۷.	7									6
		我が事・																										
	(2)	包括的:	総合的	内な	相談	支‡	爰体	:制	$_{\mathcal{O}}$	構	築																	6

1 計画後半期(2020~2023年度)の見直しにあたって

「第2期鈴鹿市地域福祉計画(以下,「本計画」という。)」は,社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として,本市の地域福祉を市・関係機関の「公」と市民・団体・事業者など「民」がそれぞれの役割を担い,協働して地域福祉を推進するうえで基本となる理念と方向性を定め,高齢者,障がい者,子ども・子育て,健康づくりなどの保健福祉の施策をすすめる分野別計画や,市民・団体・事業者などの主体的な活動を推進する地域福祉活動計画などが分野や立場の枠を超えて効果的に協働してすすめられるように共有する理念と基本的方向,基盤づくりのための取組などを定め,2016(平成28)年3月に,2023(令和5)年度までの8年間を計画期間として策定しました。

その後、国は、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」※1を実現するため、2017(平成29)年2月に厚生労働省から示された「地域共生社会の実現に向けて(当面の改革工程)」に基づき、2017(平成29)年6月に社会福祉法の一部改正を公布し、2018(平成30)年4月1日に施行しました。

この社会福祉法の改正において、地域共生社会の実現に向け「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備を進めるため、同法の市町村地域福祉計画に関する規定が見直され、新たに、地域福祉計画にそれぞれ根拠法を異にする、高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉など、福祉の各分野における共通して取り組むべき事項を定める計画として位置づけることとされました。【資料2 社会福祉法(抜粋)】

このような背景の中で、2019(令和元)年度は、本市のまちづくりビジョンと施策の方向性を示す「鈴鹿市総合計画2023」の後期基本計画が策定されます。

また、本計画においては、社会状況の変化などをふまえ、計画期間の中間年にあたる4年目に見直しを行うこととしていますが、本計画においての「基本理念」や「基本目標」は、国がめざす地域共生社会の実現に向けた考え方と方向性が同じであることから、本計画の時点修正は行わず引き続き推進を図ることとし、国・県の動向や本計画前半期における課題を踏まえたうえで、地域共生社会の実現に向けて、計画後半期に本市が重点的に取り組むべき事項を「計画後半期の進め方」として作成しました。

※1 地域共生社会…

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと

2 計画前半期における経過と課題

(1) 国・県の動向

国においては、2015(平成27)年9月に今後の福祉の方向性を示す「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」※2が取りまとめられました。

さらに、2016(平成28)年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」※3において、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が示されるとともに、地域共生社会の実現に向けた検討を進めるため、同年7月、厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。そして、2017(平成29)年2月には、当面の改革工程が示され、その中で、今後、制度改正などにより体制整備を行い、2020年代の初頭には「我が事・丸ごと」の全面展開をめざすとされています。【図1「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)】

また、三重県においても、地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正により、世帯単位での複数の課題を抱えるなど福祉ニーズの多様化や、県内市町における新たな支援体制づくりの動きがあることなどをふまえ、県内全域での地域福祉をより一層推進していくよう支援するために、2019(令和元)年度に新たな地域福祉支援計画を策定し、市町の地域福祉が推進されるよう支援することが示されます。

※2 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン…

地域社会を取り巻く環境の変化により、福祉ニーズが多様化・複雑化していることから、これらの課題を解決する ため、厚生労働省に設置された「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」が2015 (平成27)年9月に発表した、地域の福祉サービスに係る新たなシステム構築に向けた構想

※3 ニッポンー億総活躍プラン…

ー億総活躍社会(女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した人も、障がいや難病のある人も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる全員参加型の社会)の実現を目指し、2016(平成28)年6月に閣議決定された中長期的な政策や工程表を盛り込んだ計画

「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)【概要】

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、 人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

○個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援 ○人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

○住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す ○地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域 課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- ●地域包括ケアの理念の普遍化:高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- ●共生型サービスの創設 【29年制度改正・30年報酬改定】
- ●市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な 包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、 民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源(耕作放棄地、環境保全など)と 丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援
- ●対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- ●福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の 一部免除の検討
 - 専門人材の機能強化・最大活用

地域丸ごとのつながりの強化

実現に向けた工程

平成29(2017)年:介護保険法・社会福祉法等の改正 平成30(2018)年:

- ◆ 市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆ 共生型サービスの創設 など
- ◆ 介護・障害報酬改定:共生型サービスの評価など
- ◆ 生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降:

更なる制度見直し 202

2020年代初頭:

全面展開

【検討課題

①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)

②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方

③共通基礎課程の創設

车

出典:厚生労働省

(2) これまでの本市の取組状況と課題

だれもが地域で安心して暮らしたいという願いを実現するために「公」と「民」が協働して策定した,本計画では,

- 1 「一人ひとりが"元気なまち"をつくる」
- 2「一人ひとりの"しあわせな暮らし"を支える」
- 3「地域のみんなで"つくる・支える"」

を3つの基本目標として、本市の福祉課題に的確に対応するための取組を進めています。

これまで、福祉の各分野では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる自立生活の支援を目的とする仕組みとして、地域包括ケアシステム※4の構築、障がい者が将来においても地域で生活するために必要な支援体制の仕組みづくりに向けた体制づくり、子どもたちの健やかな成長と子育てを地域や社会全体で応援する体制づくり、生活困窮者の自立支援の体制づくりなどの支援体制の取組を進めてきたところです。

また、地域においては、安全で安心して暮らせる住みよい地域社会をつくるため、地域づくり協議会が市内全域に設立され、地域全体で課題を共有し、住民や各団体などが連携して地域課題の解決に取り組む仕組みづくりを進めているところです。

このような中、公募の市民や地域福祉に関係する団体、学識経験者で構成する鈴鹿市地域福祉計画審議会から、本計画の3つの基本目標に基づいた取組の進捗状況について、次の意見をいただきました。【資料3 鈴鹿市地域福祉計画審議会意見書】

1 包括的な相談支援体制の構築について

福祉ニーズが多様化・複雑化する中,重複した福祉課題を抱える方や福祉・介護・子育てなどの制度の狭間にあって対応が困難な方などからの相談に対応できるよう,行政,支援関係機関の連携による包括的な相談支援体制の構築,専門職の配置,地域に出向いて潜在化したニーズを支援につなぐ取組を推進してください。

2 地域での福祉課題の把握について

福祉課題などの潜在化したニーズへの支援については、地域で活動する方々が連携し、課題が把握できるよう、地域づくり協議会などの制度・仕組みを活用し地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進をしてください。

※4 地域包括ケアシステム…

「ニッポンー億総活躍プラン」で掲げられた新たな福祉ビジョン

要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが包括的に確保される地域での体制のこと

3 地域づくり活動への住民の参加の促進について

地域には、市民生活に必要な情報が届いていない人も多く、地域のつながりや地域に対する関心の希薄化が見られます。

住民が地域で安心して暮らすために、地域づくりに関心を持って我が事として主体的に取り組むことができるよう啓発活動やきっかけづくりへの支援を推進してください。

4 災害時の避難所、支援体制の充実について

いつ起こるか分からない災害に対して、だれもが安全に避難できるよう、災害情報の伝達手段の充実、地域間での支援・応援体制づくり、高齢者や障がい者などのさまざまなニーズに対応できる、防災マニュアルの作成や防災訓練などの推進をお願いします。

これらの意見は、今後、本市の地域共生社会の実現に向けて欠かせない要素と考えられることから、今後、本市の地域福祉を推進するための課題ととらえ、本計画の後半期において重点的に取り組む必要があります。

3 計画後半期(2020~2023年度)の進め方について

計画前半期における国・県の動向や本市の取組の課題を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて特に福祉の各分野における共通して取り組むべき事項として、「『我が事・丸ごと』の地域づくり」及び「包括的・総合的な相談支援体制の構築」を計画後半期において重点的に取り組みます。【図2「我が事・丸ごと」の地域づくり、包括的・総合的な相談支援体制のイメージ図 資料1 図2の根拠法令】

(1)「我が事・丸ごと」の地域づくり

地域のつながりや地域に対する関心の希薄化といった状況が見られるなか, 地域住民が 住み慣れた地域で安心して暮らすために, 地域づくりに関心をもって, 我が事として主体的 に取り組むことができるようきっかけづくりへの支援を推進します。

また,80歳代の親がひきこもりなどの50歳代の子の生活を支える,いわゆる8050 問題など高齢者,障がい者,子どもなどの各福祉分野の制度では支援することが困難な制度 の狭間にある福祉課題を抱える方を支援につなぐために,住民,民生委員・児童委員,社会 福祉協議会,地域で活動する事業者などが協力し,本市で設置を進めている地域づくり協議 会などと連携して,地域が主体となった支援体制の仕組みづくりへの支援を推進します。

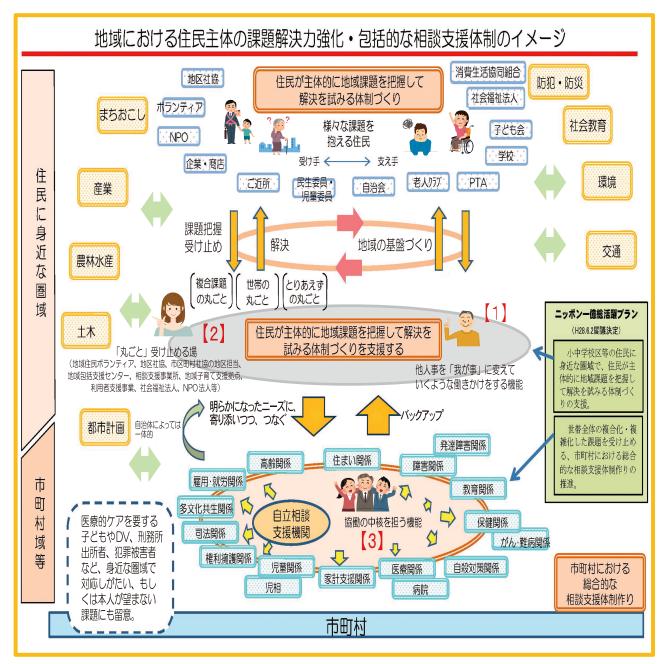
(2)包括的・総合的な相談支援体制の構築

少子高齢化や核家族化などによる社会や地域の変化により、福祉や介護、子育てなどに関する福祉ニーズは多様化、複雑化し、重複した福祉課題を抱える方が増えてきています。

高齢者,障がい者,子どもなどの分野ごとの公的な福祉サービスについては,整備が進んできましたが,制度の狭間にあって既存の福祉サービスを受けにくい方や様々な福祉課題を抱える方への対応が必要とされています。

このような課題を抱える方などからの相談に対応できるよう,行政,支援関係機関の連携による包括的な相談支援体制の構築に向けた取組を推進します。

図2 「我が事・丸ごと」の地域づくり、包括的・総合的な相談支援体制の国のイメージ図



出典:厚生労働省

資料1 【図2】の根拠法令

●社会福祉法

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に 交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を 推進するために必要な環境の整備に関する事業 (イメージ図【1】)
- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業 (イメージ図【2】)
- (3) 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援 関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業 (イメージ図【3】)

資料2 社会福祉法(抜粋)

●社会福祉法

第二節 地域福祉計画

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

<下線部分は新たな方向性として追加された内容>

資料3 鈴鹿市地域福祉計画審議会意見書

平成30年9月11日

鈴鹿市長 末松 則子 様

る方が増えてきています。

ります。

鈴鹿市地域福祉計画審議会 会長 貴島 日出見

第2期鈴鹿市地域福祉計画の推進に関する意見書

第2期鈴鹿市地域福祉計画における平成29年度取組状況の報告を受け、当審議会で議論を重ねた結果、下記のとおり意見をまとめましたので、今後の地域福祉推進に反映できるよう努めてください。

記

1 包括的な相談支援体制の構築について(基本目標2-取組項目4-2) 少子高齢化や核家族化,都市化などによる社会や地域の変化により、福祉や介護, 子育てなどに関する福祉ニーズは多様化,複雑化し、中には重複した福祉課題を抱え

また,公的な福祉サービスについては,高齢者,障がい者などの分野ごとに整備が進んできましたが,一方では,各分野の谷間にあって既存の福祉サービスを受けにくい方への対応も課題とされています。

このような重複した福祉課題を抱える方、福祉、介護、子育てなどの制度の谷間に あって対応が困難な方などからの相談に対応できるよう、行政、支援関係機関の連携 による包括的な相談支援体制の構築、専門職の配置、地域に積極的に出向いて潜在化 したニーズを支援につなぐ取組を推進してください。

2 地域での福祉課題の把握について(基本目標2-取組項目4-3)

制度の谷間にある方の福祉課題などの潜在化したニーズを支援につなぐためには、地域の実情をよく把握している住民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域で活動する事業者などが持つ情報を共有することが大切です。しかしながら、地域においては、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等に関する福祉課題の把握が進んでいない状況もみられています。

今後とも、地域における福祉課題の把握に努め、現在、鈴鹿市で設置を進めている 地域づくり協議会等の制度、仕組みを活用し、地域共生社会の実現に向けた地域福祉 の推進をしてください。

3 地域づくり活動への住民の参加の促進について(基本目標1-取組項目3-2) 地域には、自治会に加入していない、加入していても回覧板などの情報に目を通さ ないなど市民生活に必要な情報が届いていない人も多く、地域のつながりや地域に対 する関心の希薄化といった状況が見られています。

地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らすために,他人事になりがちな地域づくりに関心を持って我が事として主体的に取り組むことができるよう啓発活動やきっかけづくりへの支援を推進してください。

4 災害時の避難所,支援体制の充実について(基本目標3-取組項目10-3) 南海トラフー帯を震源とする東海・東南海地震の発生が予測されています。しかし ながら、地域によっては、避難所の備蓄状況等の情報も十分に把握できていないとこ ろがあります。いつ起こるか分からない災害に対して、いざという時にだれもが安全 に避難し、安心して利用できる避難所とその運営体制づくりを早急に進める必要があ

災害時にだれもが安全に避難できるよう,災害情報の伝達手段の充実,地域間での 支援・応援体制づくり,高齢者や障がい者等のさまざまなニーズに対応できる避難所 の設置及び運営ができるよう,行政と地域との役割分担を明確にして地域での防災マニュアルの作成や防災訓練などの推進をお願いします。

第2期鈴鹿市地域福祉計画

計画後半期(2020~2023年度)の進め方

~ 地域共生社会の実現をめざして ~

(発行日) 令和2年3月

(発 行) 鈴鹿市

(編 集)健康福祉部 健康福祉政策課

〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目 18番 18号

電話 059-382-9012 FAX 059-382-7607

E-mail kenkofukushiseisaku@city.suzuka.lg.jp

URL http://www.city.suzuka.lg.jp/

